

保 育 料（令和7年4月～令和7年8月）

○3号認定（対象児：0～2歳児クラス、対象施設：保育園、認定こども園の保育）

階層 区分	階層区分 条件（父母等の税 額の合計等）	利用者負担額（保育料） 月額				① 国の 多子世帯 軽減策	② （秋田県事業） すこやか子育て支援 事業	③ （鹿角市単独事業） すこやか子育て支援事業		
		国基準 〔⇒市独自で保育料軽減⇒〕		鹿角市				第1子	第2子	第3子～
		保育標準 時間	保育短時 間	保育標準 時間	保育短時 間					
第1	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円					
第2	R6年度市民税非課 税世帯※未婚のひとり 親で寡婦（夫）控除を適用 した場合非課税となる者 も含む。	0円	0円	0円	0円					
第3	R6年度市民税 所得割額 48,600円未満	19,500 円	19,300 円	17,000 円	16,800 円	兄や姉の年齢 制限なしで判 定 第2子：半額 第3子～：無 料		（※左列無償化に 該当しない場合） 国軽減後額の半額 〔保護者1/2、県 1/4、市1/4〕	国・県助成後の 保護者負担額を 市が負担し、無料	
第4	R6年度市民税 所得割額 57,700円未満	30,000 円	29,600 円	24,000 円	23,600 円					
	R6年度市民税 所得割額 97,000円未満	30,000 円	29,600 円	24,000 円	23,600 円					
第5	R6年度市民税 所得割額 169,000円未満	44,500 円	43,900 円	36,000 円	35,400 円	小学校就学前 児童の範囲で 判定 第2子：半額 第3子～：無 料	第2子以降は 無料 〔保護者0、県 1/2、市1/2〕	（※左列無償 化に該当しない 場合） 国軽減後額か ら1/4軽減 〔保護者3/4、 県1/8、市 1/8〕		
第6	R6年度市民税 所得割額 301,000円未満	61,000 円	60,100 円	45,000 円	44,300 円					
第7	R6年度市民税 所得割額 397,000円未満	80,000 円	78,800 円	52,000 円	51,200 円	こちらに該 当する方は、 戸籍謄本の 提出が必要 です	第3子以降の子がいる世帯の 第2子以降、国軽減後額の半 額 〔保護者1/2、県1/4、市1/4〕			
第8	R6年度市民税所 得割額397,000円 以上	104,000 円	102,400 円	57,000 円	56,100 円					

②、③に該当する方は、
すこやか子育て支援事業
助成申請が必要です

※ ①国制度②県制度③市制度の順に軽減を行う。

※ 3号認定の階層区分が第3～8階層で第2子以降の方は①国制度の軽減の判定のため、戸籍謄本が必要です。（すこやか子育て支援事業助成申請へ戸籍謄本を添付している場合は、そちらを参照するので不要です。）

※ 年齢は4月1日現在になります。

※ 4月～8月の利用者負担額は、令和6年度の市民税額、9月～翌年3月分の利用者負担額は令和7年度の市民税額により決定します。

※ 子どもの父母の市民税額の合計のほか、父母の収入により同居の祖父母など父母以外の市民税額を合計する場合があります。

※ 利用する施設や事業により教材費や行事費などの実費相当の負担が別途必要な場合があります。

②、③に該当する方は、
すこやか子育て支援事業
助成申請が必要です

保 育 料（令和7年4月～令和7年8月）

○3号認定のひとり親世帯

階層 区分	階層 区分 条件	利用者負担額（保育料） 月額				① 国の多子 世帯軽減 策	② （秋田県事業） すこやか子育て支援 事業		③ （鹿角市単独事業） すこやか子育て支援 事業
		国基準		鹿角市					
		保育標準 時間	保育短時 間	保育標準 時間	保育短時 間				
第3	R6年度市民税 所得割額 48,600円未満	9,000円	9,000円	8,000円	7,900円	兄や姉の年齢 制限なしで判 定 第2子～：無 料 こちらに該 当する方は、 戸籍謄本の 提出が必要 です	第2子以降は 無料 [保護者0、県 1/2、市1/2]	（※左記無償 化に該当しな い場合） 半額 [保護者1/2、 県1/4、市 1/4]	国・県助成後の保護者 負担額を市が負担し、 無料 ②、③に該当す すこやか子育て 助成申請が必
第4	R6年度市民税 所得割額 77,101円未満	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円				
	R6年度市民税 所得割額 97,000円未満	30,000 円	29,600 円	24,000 円	23,600 円				

②、③に該当する方は、
すこやか子育て支援事業
助成申請が必要です

○3号認定の障がい者等世帯

階層 区分	階層 区分 条件	利用者負担額（保育料） 月額				① 国の多子 世帯軽減 策	② （秋田県事業） すこやか子育て支援 事業		③ （鹿角市単独事業） すこやか子育て支援 事業
		国基準		鹿角市					
		保育標準 時間	保育短時 間	保育標準 時間	保育短時 間				
第3	R6年度市民税 所得割額 48,600円未満	9,000円	9,000円	8,000円	7,900円	兄や姉の年齢 制限なしで判 定 第2子～：無 料 こちらに該 当する方は、 戸籍謄本の 提出が必要 です		（※左記無償化に 該当しない場合） 半額 [保護者1/2、県 1/4、市1/4]	国・県助成後の保護者 負担額を市が負担し、 無料 ②、③に該当する すこやか子育て支 助成申請が必要
第4	R6年度市民税 所得割額 77,101円未満	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円		第2子以降は 無料 [保護者0、県 1/2、市1/2]	（※左列無償 化に該当しな い場合） 国軽減後額か ら1/4軽減 [保護者3/4、 県1/8、市 1/8]	
	R6年度市民税 所得割額 97,000円未満	30,000 円	29,600 円	24,000 円	23,600 円				

②、③に該当する方は、
すこやか子育て支援事業
助成申請が必要です

※ ①国制度②県制度③市制度の順に軽減を行います。

※ 年齢は4月1日現在になります。

※ 4月～8月分の利用者負担額は、令和6年度の市民税額、9月～翌年3月分の利用者負担額は令和7年度の市民税額により決定します。

※ 子どもの父母の市民税額の合計のほか、父母の収入により同居の祖父母など父母以外の市民税額を合計する場合があります。

※ 利用する施設や事業により教材費や行事費などの実費相当の負担が別途必要な場合があります。

副 食 費（令和7年4月～令和7年8月）

○1号認定（対象児：満3歳以上、対象施設：幼稚園、認定こども園の教育）

階層区分	階層区分 条件（父母等の税 額の合計等）	① 国の多子世帯軽減策	② （秋田県事業） すこやか子育て支援事業	③ （鹿角市単独事業） すこやか子育て支援事業
第1	生活保護世帯	無料		
第2	R6年度市民税非課税世帯※未婚のひとり親で寡婦（夫）控除を適用した場合非課税となる者を含む。			
第3	R6年度市民税所得割額77,100円以下			
第4	R6年度市民税所得割額211,200円以下	小学校3年生以下の範囲で、第3子以降は無料	第2子以降は無料 [保護者0、県1/2、市1/2]	国・県助成後の保護者負担副食費を市が負担し、無料
第5	R6年度市民税所得割額211,201円以上			
		こちらに該当する方は、 戸籍謄本の提出が必要です	（※左列無償化に該当しない場合）半額[保護者1/2、県1/4、市1/4]	（※左列無償化に該当しない場合）1/4軽減[保護者3/4、県1/8、市1/8] （ひとり親世帯は半額[保護者1/2、県1/4、市1/4]
②、③に該当する方は、 すこやか子育て支援事業 助成申請が必要です				

※ ①国制度②県制度③市制度の順に軽減を行う。

※ 1号認定の階層区分が第4～5階層で上記①国制度の条件に該当の方は軽減の判定のため、戸籍謄本が必要です。（すこやか子育て支援事業助成申請へ戸籍謄本を添付している場合は、そちらを参照するので不要です。）

※ 年齢は4月1日現在になります。

※ 4月～8月分の利用者負担額は、令和6年度の市民税額、9月～翌年3月分の利用者負担額は令和7年度の市民税額により決定します。

※ 子どもの父母の市民税額の合計のほか、父母の収入により同居の祖父母など父母以外の市民税額を合計する場合があります。

※ 利用する施設や事業により教材費や行事費などの実費相当の負担が別途必要な場合があります。

○2号認定（対象児：3歳児クラス以上、対象施設：保育園、認定こども園の保育）

階層区分	階層区分 条件（父母等の税 額の合計等）	① 国の多子世帯軽減策	② （秋田県事業） すこやか子育て支援事業	③ （鹿角市単独事業） すこやか子育て支援事業
第1	生活保護世帯	無料		
第2	R6年度市民税非課税世帯※未婚のひとり親で寡婦（夫）控除を適用した場合非課税となる者を含む。			
第3	R6年度市民税所得割額48,600円未満			
第4	R6年度市民税所得割額57,700円未満（ひとり親等世帯については、市民税所得割額77,101円未満）	小学校就学前の範囲で、第3子以降は無料	第2子以降は無料 [保護者0、県1/2、市1/2]	国・県助成後の保護者負担副食費を市が負担し、無料
第5	R6年度市民税所得割額97,000円未満			
第6	R6年度市民税所得割額169,000円未満	こちらに該当する方は、 戸籍謄本の提出が必要です	（※左列無償化に該当しない場合）半額[保護者1/2、県1/4、市1/4]	②、③に該当する方は、 すこやか子育て支援事業 助成申請が必要です
第7	R6年度市民税所得割額301,000円未満			
第8	R6年度市民税所得割額397,000円未満			
第9	R6年度市民税所得割額397,001円以上		（※左列無償化に該当しない場合）1/4軽減[保護者3/4、県1/8、市1/8] （ひとり親世帯は半額[保護者1/2、県1/4、市1/4]	

※ ①国制度②県制度③市制度の順に軽減を行う。

※ 2号認定の階層区分が第4（市民税所得割が57,700円以上）～8階層で上記①国制度の条件に該当の方は軽減の判定のため、戸籍謄本が必要です。（すこやか子育て支援事業助成申請へ戸籍謄本を添付している場合は、そちらを参照するので不要です。）

※ 年齢は4月1日現在になります。

※ 4月～8月分の利用者負担額は、令和6年度の市民税額、9月～翌年3月分の利用者負担額は令和7年度の市民税額により決定します。

※ 子どもの父母の市民税額の合計のほか、父母の収入により同居の祖父母など父母以外の市民税額を合計する場合があります。

※ 利用する施設や事業により教材費や行事費などの実費相当の負担が別途必要な場合があります。